

令和5年1月11日
子ども・若者部子ども家庭課

区立母子生活支援施設パルメゾン上北沢運営事業者の選定結果について

1 主旨

区立母子生活支援施設パルメゾン上北沢の運営事業を委託するにあたり、プロポーザル方式による公募を実施し、以下のとおり運営事業者を選定したので報告する。

2 選定にいたる経緯

社会情勢の急激な変化によるひとり親家庭の複雑化かつ多様化している課題に柔軟に対応するため、区立母子生活支援施設パルメゾン上北沢の事業内容を見直すことから、令和5年度からの運営事業者をプロポーザル方式により選定することとした。

3 事業者選定の考え方

区における母子生活支援施設の方向性を踏まえ、主に以下の能力を有する事業者を選定する。

- ・現に、都内又は隣接県（埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県）において第一種社会福祉事業に該当する児童福祉施設を運営している社会福祉法人であって、子どもの最善の利益を優先して考慮しながら、貧困や虐待の連鎖を断ち切る視点を持って、専門職員等の確保・育成等を行う能力を有していること。
- ・入所者との信頼関係を構築し、地域の関係機関と連携しながら、母子生活支援施設とともに、入所者だけでなく広くひとり親家庭等も含めて支えていく地域のひとり親家庭支援拠点として、一体的かつ安定的、継続的に運営する能力を有していること。

4 母子生活支援施設の方向性

(1) 目指す支援の方向性（6つの柱）

- ①社会的養育支援の役割を担う
- ②施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を支える
- ③地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う
- ④地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う
- ⑤ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり
- ⑥施設の条件にあった事業の見直しを行う

(2) 目指す母子生活支援施設の姿

- ①小規模化
- ②多機能化
- ③支援の質の維持・向上

※別紙1「母子生活支援施設の方向性」参照

※別紙2「世田谷区母子生活支援施設

支援者のガイドライン ～当事者主体の支援力の向上に向けて～」

5 委託内容

(1) 業務内容

- ① 運営準備業務
- ② 母子の自立支援事業
- ③ 母子緊急一時保護事業
- ④ 母子一体型ショートケア事業

- ⑤ 子どもの居場所支援事業
 - ⑥ ひとり親家庭等への休日夜間の相談支援事業
 - ⑦ 子育て支援機能強化事業
 - ⑧ 地域連携
 - ⑨ 当事者主体の支援の推進
 - ⑩ 施設維持管理業務
- ※⑥⑦はR 5年度以降新たに実施する事業

(2) 履行期間

- ①準備業務 令和5年1月4日から令和5年3月31日まで
 - ②運営業務 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- ※契約は単年度ごとに行い、前年度の履行が良好であること、各年度の予算が区議会で可決され、予算配当されることを条件とする。

6 運営事業者名等

- (1) 事業者名 社会福祉法人 福音寮
- (2) 所在地 東京都世田谷区上北沢3-1-19
- (3) 代表者 理事長 飯田 政人

7 プロポーザル経過

- 令和4年 6月 3日 第1回選定委員会（募集要項、審査項目について）
- 8月 1日 プロポーザル公告
- 9月16日 参加表明書提出期限（3事業者が提出）
- 10月14日 企画提案書提出期限（3事業者が提出）
- 10月17日～ 書類審査・財務審査・現地調査
- 11月14日 第2回選定委員会（ヒアリング審査）

8 選定の方法等

(1) 選定方法

選定委員会を設置し、審査基準に基づき、提案書の書類審査、ヒアリングによる審査及び公認会計士による財務審査を行い、総合的に評価した。

(2) 選定委員会の構成（五十音順）

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
上田 美香	東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 講師
我謝 美左子	江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 こどもコミュニケーション学科 准教授
河島 貴子	区立児童相談所 副所長
小森 雅子	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事・事業部長
山本 恵造	烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長

※ 委員長：我謝 美左子

9 審査項目・結果

(1) 審査項目

- i 国及び区の児童福祉・ひとり親支援施策の理解、本事業の主旨や内容の理解
- ii 事業計画（子どもへの支援、母親への支援、セーフティネット機能、地域のひとり親世帯等への支援、関係機関との連携）
- iii 実施体制（職員体制、職員研修・人材育成、その他）

iv 経営状況（財務審査）

v ヒアリング審査

（2）審査結果 ※満点に対するの評価点割合

事業者／評価項目	i	ii	iii	iv	v	合計
配点	50	325	125	200	300	1000
福音寮	44	265	98	200	206	813 81.3% (※)
A事業者	40	212	79	200	235	766 76.6% (※)
B事業者	20	147	72	40	138	417 41.7% (※)

（3）主な選定理由

- ・当該事業者は、入所中の母子に限らず地域のひとり親支援を実施するにあたって、区の子ども・ひとり親施策や施設周辺環境について情報を収集、分析した上で提案していた。その上で、本事業の実施地域の特性を十分に把握し、関係機関と連携・相互協力をして支援に臨もうとする姿勢を評価した。
- ・子どもの権利に基づいた支援の質の向上に向け、区立母子生活支援として中核的役割を果たすために、同地域にて運営している児童福祉施設と、施設間での知見やノウハウを共有できる点を最大限に活かすことを期待する。
- ・一方で、母親への支援及び母子関係再構築については、子どもへの支援に比べ実績やノウハウなどが少ないので、母親への支援の具体化を図ること、また当事者主体の支援の推進に向け、確実に人材確保及び育成に取り組むことの見解が付された。

10 その他

運営事業者の変更について、入所者に対する説明会を12月22日に実施し、令和5年1月10日に入所者に新事業者を紹介した。入所している子どもや家庭が運営事業者変更後も安心して生活できるように、その後3カ月程度かけて、子ども家庭支援センター等関係機関との調整も図りながら、現事業者からの引継ぎを実施する。

11 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月 運営準備委託開始
4月 本事業開始

母子生活支援施設の方向性

母子生活支援施設は、昭和22年に制定された児童福祉法の第38条に規定されている児童福祉施設で、施設を入退所する母子に対し、継続的支援を様々に供することをその役割としている。世田谷区内には区立を含め3施設（区立：パルメゾン上北沢、民立：母子生活支援施設かわだ、ナオミホーム）が母子の自立のための支援を担っている。

<参考：令和3年8月26日福祉保健常任委員会資料より>

○母子生活支援施設の方向性

母子を分離せず一体で支援できる唯一の児童福祉施設である強みを最大限に活かし、子どもの最善の利益を優先して考慮しながら、貧困や虐待の連鎖を断ち切る視点を持って、入所者だけでなく広くひとり親家庭等も含めて支えていく地域のひとり親家庭支援の拠点を目指す。

(1) 目指す支援の方向性（6つの柱）

① 社会的養育支援の役割を担う

（愛着形成・親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援について）

施設は、施設内・施設外でのひとり親家庭の親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援を行う。施設の支援としては母子一体型ショートケア事業等の機能をメインとした親子の関係づくりに向けた支援や、地域の中での養育里親などへの子育ての支援を担う。

② 施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を支える

施設は、親と子の子育てと仕事の両立を支えるためのライフステージに合わせたキャリア形成支援を行う。自立支援の柱となる自立支援計画の策定、親の就業支援、親子の学習支援など、日々の生活の中で支援をする。自立支援計画に関しては、子ども家庭支援センター等の関係機関と一体化した支援を行う。

③ 地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う

施設は、区内のひとり親が施設内で暮らすか、地域で暮らすか今の状態を問わず、様々な状態にある母と子が継続的に、安全で安心な暮らしができるように居場所機能を担う。

また、入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭に対して、子育て相談や、施設内保育など、施設機能も活用したサービス提供のできる開かれた施設とする。必要に応じて、地域団体等と連携・協働し、多様なニーズに対応する。

④ 地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う

施設は、DVや虐待被害者への対応として、シェルター機能を確保しつつ、特定妊婦、地域で生活する困難を抱えた家庭など、ハイリスクの家庭に対しても地域で支えていく役割を担う。

⑤ ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり

施設は、ソーシャルワーク機能を担う職員の育成を行う。入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭等に対して、支援の専門性が求められることから施設職員のキャリアパスの仕組みをつくり、新たな機能を担う当事者主体のソーシャルワークの役割を果たす人材づくりを行う。

⑥ 施設の条件にあった事業の見直しを行う

区は、母子生活支援施設の多機能化として施設が地域支援機能を担うために、施設への支援等について検討する。施設における人材育成のための研修の充実や、既存施設の多機能化について、ひとり親家庭支援拠点としての施設づくりのバックアップを担う。

(2) 目指す母子生活支援施設の姿

地域のひとり親家庭を支援する拠点として、方向性の6つの柱を実現するために、以下の施設運営を目指していく。なお、施設の安全性を保持しながら、母子生活支援施設が持つ様々な機能を活かし、地域のひとり親家庭等にも開かれた支援を展開していく。

① 小規模化

現在の社会状況や生活スタイル、また、様々な課題を抱えるひとり親家庭の個々のニーズにきめ細かく対応するため、受入世帯数を絞り、入所者へのハード面・ソフト面での支援を充実する。

② 多機能化

入所者支援だけでなく退所者や地域のひとり親家庭等も利用できる、親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援やDV等保護をはじめ、子育て支援や学習支援、食の支援等の様々な支援を実施することで、地域のひとり親家庭等を妊娠期から高校生世代期まで地域の支援者とともに切れ目なく支えていく。

※別紙1-2「地域のひとり親家庭支援拠点に向けて」を参照

【多機能化の考え方】

- ・ 「生活支援×就労・キャリア支援×子育て支援×学びの支援」を組み合わせた多機能化により、必要な支援に“つながる”きっかけを多面的に展開する。
- ・ 何かで“つながれ”ば、同じ施設内で様々な支援に“つながる”ことができ、今の生活の安定と安心につなげていく。
- ・ 施設だけで完結させず、利用者が地域の支援者とも“つながる”ことで将来の生活の安定と安心につなげていく。

③ 支援の質の維持・向上

当事者を主体とした支援を確実に実践するために、施設の人材育成や支援内容の標準化を図る「母子生活支援施設の支援者のガイドライン」を作成し、施設合同の研修等により支援の質を維持・向上させ、地域の支援者や児童相談所、子ども家庭支援センターと連携を強化しながら支援を行う。

世田谷区母子生活支援施設
支援者のガイドライン
～当事者主体の支援力の向上に向けて～

令和4年3月

世田谷区

目次

- I. ガイドライン策定の趣旨
- II. ガイドラインの位置づけ
- III. 世田谷区の母子生活支援施設の理念・方針
 - 1、理念
 - 2、方針
- IV. 母子生活支援施設の支援
 - 1、親子関係再構築
 - (1) 子どもの権利にもとづく子ども支援
 - (2) 母子の生活の安定に向けた母親への支援
 - 2、母親に対するキャリア形成支援
 - 3、セーフティネット機能
 - 4、地域のひとり親支援の拠点機能
- V. 当事者主体の支援力の向上のため、それぞれに求められること
- VI. 本ガイドラインの推進、評価・検証の仕組み

1. ガイドライン策定の趣旨

母子生活支援施設は、昭和22年に制定された児童福祉法の第38条に規定されている児童福祉施設で、施設を入退所する母子に対し、継続的支援を様々に供することをその役割としています。世田谷区内には区立を含め3施設（区立：パルメゾン上北沢、民立：母子生活支援施設かわだ、ナオミホーム）が母子の自立のための支援を担っています。

国では、平成28年の児童福祉法の改正において、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重されること、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが理念として明確化されました。平成29年度に策定された「新しい社会的養育ビジョン」では、母子生活支援施設は、入所母子への支援だけでなく、地域で生活するひとり親家庭や特定妊婦も含めた取り組みの強化など、地域に開かれた母子生活支援施設として多様なニーズへの対応も求められています。

また、東京都では、国の動向を踏まえ、令和2年度からの「第4期東京都ひとり親家庭自立支援計画」において、母子生活支援施設は課題を有する母子への支援として重要な位置づけとしています。

区は、令和2年度の児童相談所開設を見据え、かねてより予防型施策の充実を推進してきた中、児童相談所設置区として母子生活支援施設の設置認可や指導権限を有することともなりました。このことを踏まえ、区内にある母子生活支援施設をさらに広い視点で活用し、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、今後の母子生活支援施設のあり方について、令和元年度に、外部委員を含めた「世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会」を設置し、各施設が抱える課題の整理や目指すべき方向性等の検討を行いました。この検討を踏まえ、子ども計画（第2期）後期計画のひとり親家庭の支援として、母子生活支援施設の多機能化と支援の質の維持・向上を図っていくこととしました。

本ガイドラインは、支援の質の維持・向上に向け、令和2年度から2年間かけ、母子生活支援施設関係者、子ども家庭支援センターや児童相談所、母子生活支援施設アドバイザー会議委員である学識者等とともに、つくりあげたものです。

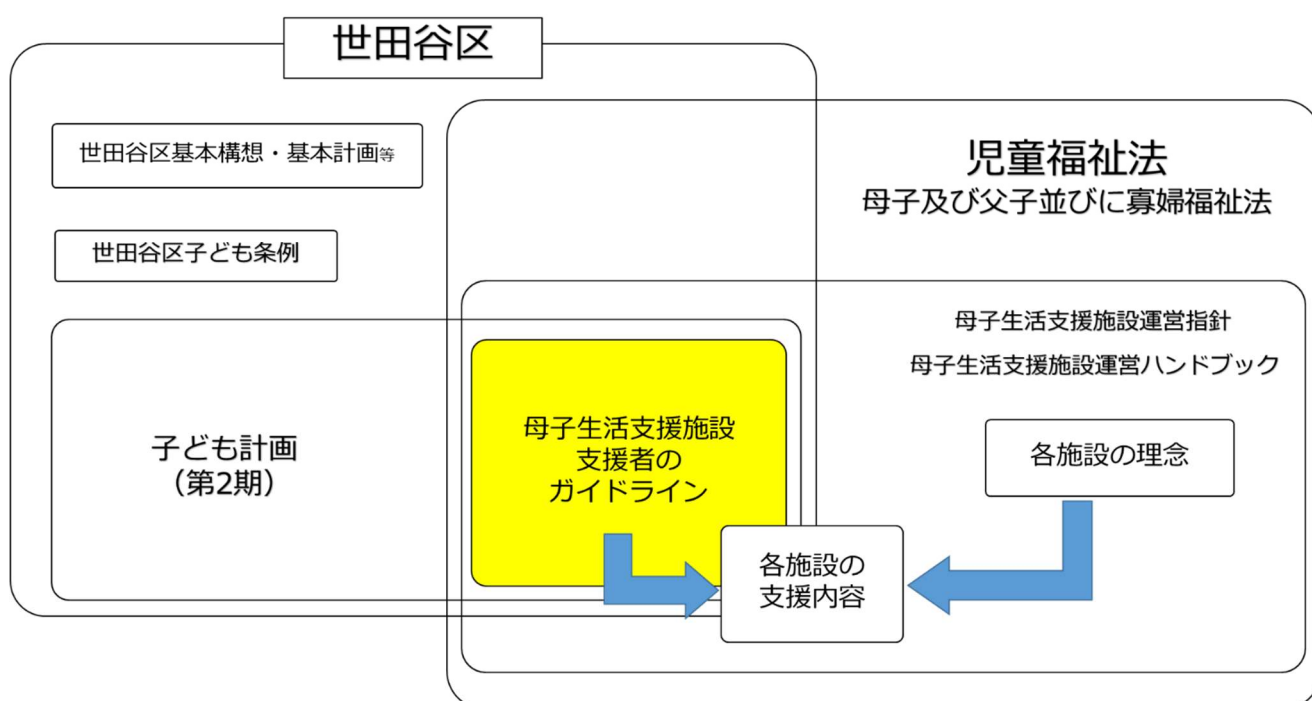
ガイドラインでは、「当事者（子どもや母親）を主体とした支援」を確実に実践するために、3ヶ所の母子生活支援施設の理念・方針を共有化するとともに、施設の人材育成や支援内容の標準化を図る基本的な指針を示しています。

今後、母子生活支援施設職員の方々一人ひとりに、日々の支援で活用していただくとともに、子どもや母親、母子生活支援施設運営事業者、地域とも共有し、母子生活支援施設における支援の内容や取り組みについて理解を深めていただくため、また区が当事者主体の支援力の向上の推進を図るために、活用していきます。

II. ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、国が定める母子生活支援施設運営ハンドブックや令和元年度世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会報告書等に基づき、区が考える「当事者主体の支援」を実践するために策定するものです。

同時に、「世田谷区子ども計画（第2期）」で掲げる「母子生活支援施設の多機能化と質の維持・向上」に向けた取組みの1つとなるものであり、区の上位計画である「世田谷区基本計画」とも整合を図り、今後もひとり親家庭や母子生活支援施設を取り巻く環境や状況の変化に合わせて、絶えず更新していくこととします。



Ⅲ. 世田谷区の母子生活支援施設の理念・方針

1、理念

- すべての子どもは、幸せに生きる権利があります。
- 暮らしをつくる主役は、子どもと母親です。
- 子どもの最善の利益を第一に考え、母親も支えながら、子どもと母親が自分らしい生き方、幸せをみつけるための福祉に努めます。

2、方針

- 子どもと母親が安全で安心な暮らしができるように、子どもと母親一人ひとりを受け止め、当事者の視点に立って支援します。
- 子どもの声に耳を傾け、子どもが自信をもって成長できるように支えます。
- 子どもが夢や希望に向け歩んでいけるように、親子関係を支えます。
- 多様な関係機関をはじめ市民社会とともに、ひとり親家庭等を切れ目なく支える地域の拠り所となります。

Ⅳ. 母子生活支援施設の支援

各母子生活支援施設においては、国の母子生活支援施設運営ハンドブック¹に基づき、各母子生活支援施設独自の理念と方針のもと、創意工夫しながら日々の支援を実践しています。

ここでは、令和元年度世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会報告書²を踏まえ、特に大切にしてもらいたい支援における想いや主な具体的項目を例示し、母子生活支援施設に関わる全ての人たちと共通理解を深め、支援の質の向上に取り組むことを目指します。

以下の5つの支援項目のうち、子どもの権利にもとづく子ども支援、母子の生活の安定に向けた母親への支援、母親に対するキャリア形成支援を通じて入所者に対するインケアの強化を図った上で、セーフティネット機能、さらに地域のひとり親支援の拠点機能における支援の充実を図ります。

支援の質の向上に向けて、子どもや母親、一人ひとりの状況をふまえた個別性を重視して支援することが求められています。そのため、インケアの強化にあたっては、入所や退所予定時期、入所理由、子どもや母親・家庭の状況、地域資源等の社会の状況等、これらを総合的に考慮した上で、一人ひとりにあった支援を関係機関と連携して行います。

¹ 平成 26（2014）年 3 月に厚生労働省より発行。母子生活支援施設の運営指針の解説ならびに施設運営の手引きとなるように作成された。 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080110.pdf>

² 令和元（2019 年）度に各施設が抱える課題の整理や目指すべき方向性等の検討を行った外部委員を含めた検討委員会による報告書

1、親子関係の再構築

(1) 子どもの権利にもとづく子ども支援

子どもの権利の保障において基盤となるのは、子どもの権利条約³の4つの一般原則、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」です。児童福祉施設である母子生活支援施設では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの権利を擁護、保障していかなければなりません。

子どもに、自分がかげがえのない大切な存在であることを伝えながら、子ども一人ひとりの強みに注目し、子どもの個性を受容し、子どもが自己肯定感を回復・向上、自己実現できるように、子どもの権利に基づき支援を行います。

<具体的項目>

- 母親以外の大人にも受け入れられたり、甘えたりする経験を増やし、大人との信頼関係が構築できるように、じっくり話を聴き、理解し、共感するという姿勢で子どもに関わっている。
- 日々の生活の中での子どもの表情や態度等から子どもの困り感をキャッチし、子どもが不安や悩みを抱えた際に、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの語りを受け止め、子ども自身が課題を乗り越えられる支援を考え、実践している。
- 子どもが安心して学校に通えるように、持ち物や朝の身支度等の代替を行うと同時に、学習習慣の定着のために宿題のほか子ども一人ひとりに合わせた適切な学習支援を行っている。
- 子どもの意向を尊重した進路選択に向けた支援を行い、必要に応じて親子間の調整を行っている。
- 子どもが安心して生活できるように、未就学児のみならず学齢期の子どもも含め、母親が体調の悪い時や母親と子どもの関係を構築するために、様々な保育・養育支援を行っている。
- 子ども一人ひとりの強みに注目し、多様な体験を積み重ねたり、家事や金銭管理等、子どもが自立に向けて必要な力を身に着けたりすることができるように、支援している。
- 子ども自身が希望する生き方や将来の夢を聴き、その自己実現に向けた支援を行っている。
- 子どもが語るることができる関係性づくりに努め、自立支援計画⁴の策定や日々の生活の中で、子どもが自由に意見や要望等を表明できる環境や仕組みがある。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学べる機会を設けている。

³ 1989年、国際連合の総会で採択された国際条約。日本は1994年に批准し、196の国と地域が締約している。(2022年3月時点)

⁴ 子どもや母親が自己決定や自己選択によって自分らしく生き生きと生活できるように、子どもや母親一人ひとりの状況に応じた支援計画。

- 様々な子どもが生活する児童福祉施設として、特性等を踏まえた環境整備を行い、面前DVを含め被虐待児等や発達障害を含む様々な障害、外国にルーツのある子ども等、特別な配慮が必要な子どもに対しては、個別に対応している。

近年では、大人のみならず、子どもにとっても学校や保育施設に心理カウンセラーが配置されるようになり、専門家が子どもの声を聴き、語り、子ども自身が自分で整理していくことの重要性が認識されるようになった。やっと、人にとって語ること、聴いてもらうことによってその課題が整理され、整理されることによって次に向かうことができるということが認識されるようになったのである。

また、病気治療の目的でなく、人の暮らしの中でおきる関係の調整や、自分自身の心や気持ちなどの整理のためにもカウンセリングを利用するようになってきている。私はカウンセリングの必要性と重要性を否定するつもりはみじんもない。だが、こうしたカウンセリングの普及が進むと裏腹に、カウンセラーが配置される学校、保育施設などで子どもに直接かかわる教師や保育士などが、子どもの語りをしっかり聴くことができているのかと思う場面に遭遇することが多くなっているように感じる。

保育所で朝元気のない子どもを見た保育士は、そっと横に寄り添い、子どもが昨日あったこと、やったことを語りだすことを待つ。子ども同士が納得できない争いをはじめたら、争う子どものそばでじっくり話出すのを待つ。お迎えの時にイライラして子どもをしっかりとつけている親子の姿を見かけたら、何か手助けを求めているか近づいて聴こうとする。

語る一聴く関係は、安心できる環境で、信頼できる関係の中でやっと成立する。それでも、その語りが真実かどうか、語りたかったことかどうかはわからないが、その時に語ってくれたこととしては事実である。語らずに嫌な表情だったとか、嘘だったとか、時には逃げられてしまったとかを繰り返した結果、私が考えることが正しいから正しいことを指示するという支援者も多い。果たしてそうだろうか。自分が思っていないことをいくらいわれても、耳に頭に特に心には届かないから納得できないという場面に、私たちは幾度となく遭遇した。だから、どの子ども簡単には語らないことからしか始まらないことを覚悟することが大切なのだが、なかなか大人にその覚悟が決まらない。

保育所も時間がないが、学校では教師の役割にさらに拍車がかかり、時間がないし、ゆっくり子どもの話を聴くなどの時間がつくれないなどといわれる。だがそれだけだろうか。子どもが語り始める時を遮らず、無心に受け止める力を大人たちが失ったのではないだろうか。直接子どもたちにかかわる大人たちが作り出さなければならないのは、「先生……」「〇さん……」と語りだす子どもたちへの柔らかな眼差しである。ゆっくり柔らかく寄り添うことから、かならず対話が生まれるはずである。応答関係から生まれた対話から一緒に考える場、関係が生まれ、支援につながる糸口が見つかることが多い。遠回りなように見えて、大人が子どもにかかわる際の関係づくりの始まりと思う。

(2) 母子の生活の安定に向けた母親への支援

母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一、子どもと母親が共に入所でき、安定した生活の営みができるように、子ども、母親双方へ支援することができる施設です。

職員は、入所している子どもや母親の固有の課題や、その背景にある事実や思いを把握しながら、子どもや母親と関係性の構築を積極的に行います。その上で、子どもや母親の困り感を早期に軽減できるように日常生活に関わり、親子関係の改善、再構築に向けて働きかけます。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を子どもが日常的に行うことがないように、児童相談所や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関との連携の上、家庭の状況を見極め、それぞれの状況に応じ特別な配慮をもって、きめ細かな支援を行います。子どもにとって不適切な養育状態が長期にわたる場合には、親子分離を検討しなければならないこともあります。

<具体的項目>

- 主体者である子どもや母親を支えるパートナーであるという認識をもち、責任をもって専門性に基づき子どもや母親の困り感を軽減できる支援を行うために、担当を決めている。
- 母親の心身の状況を把握し、関係機関との連携の上、必要に応じて医療機関の受診を勧めたり、通院に同行したりしている。
- 母親の生育歴や現在の生活スキル等を踏まえ、母親自身が大切にしている生活文化を考慮しながら、基本的な生活習慣の獲得をはじめ母親が主体的に子どもとの暮らしを整えていくことができるように、職員が家事等を代替したり、母親と共に行ったりしている。
- 日常のお金の使い方や収支のバランス等、家計のやりくりについて相談に応じたり、アドバイスを行ったりしている。
- 母親が子どもの成長や子育ての喜びを感じられるように、子どもの育ちを日頃から母親と共有し、発達過程を伝えたり、母親の養育スキル等を踏まえ、職員が育児を代替したり、母親と共に行ったりしている。
- 学校や役所の書類をわかりやすく説明し、記入の補助や提出を代行したり、将来的に自分でできる力をつけることができるように一緒に行ったりしている。
- 母親が子どもとの関わりに不安や悩みを抱えた際には、母親の気持ちに寄り添い、母親の強みに注目して自己肯定感が高まるように支援しながら、母親と子どもに関わっている。
- 入園、就学、進級・進学等のライフステージの変わり目や、子どもの課題が深刻化した際は、多くの関係機関と連携し、地域資源を活用しながら、支援にあたっている。
- 虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている

【コラム：集団生活の中での個別支援】

江戸川大学 我謝美左子

子どもの生活を安全・安心な状態に保つために必要となる養育スキルと生活スキルの状態は、母が受けたDVや虐待被害による状況や、精神疾患や障がいの有無などにより異なる。そのため、日々の生活場面で遭遇する「ちょっとした手助け」のエピソードを積み重ねながら、母の養育スキルと生活スキルの力をアセスメントすることは重要だ。しかし、集団生活という支援の場において、十分なアセスメントに至らず、子どもに必要な個別支援が届かない場合があることが危惧される。

なぜならば、「2つの等しく歓迎されざる二者択一問題に直面した際に生じる」（サラ・バンス 2016:24⁵）倫理的ジレンマが、集団生活という支援の場で起こり得るからである。例えば、母の養育力や生活スキルの力が不足していることが判明した場合に、子どもの養育上のケア（食事・入浴・着替え・洗濯・健康・通院・登園・登校・学習など）を、母との協働、又は代替という方法による個別支援の可否の判断において、「子どもの権利の実現のために必要」とする一方、「支援内容の差異による不平等が生じるため不可」という集団生活上のルールに固執する考え方の相違や、「母の意欲低下となるため不可」という母親役割遂行に対する価値の対立による倫理的ジレンマが生じ、判断を困難にさせる場合がある。つまり、子どもの養育上のケアを、母との協働、又は代替という方法による個別支援の可否の判断において否とした場合には、集団生活という支援の場で生じる倫理的ジレンマは、「子どもの権利の実現」を阻む要因となるといえる。

また、精神疾患の母との生活が、「精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとる」（厚生労働省 2013⁶）という子どもの偽成熟性を強化したり、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる」（厚生労働省 2022⁷）ヤングケアラーに、子どもをしてしまったりすることもある。

このように、子どもの権利侵害につながるリスクを孕んでいることを踏まえ、「子どもの権利の実現」という価値による判断に基づいた個別支援を可能とする職員間の関係構築が重要となる。また、親子関係の再構築が難しい場合には、子どもが、母と共に生活しないことを選択できるよう、子どもを支えることも大切である。

⁵ サラ・バンス、石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳(2016)『ソーシャルワークの倫理と価値』,法律文化社, p.24

⁶ 厚生労働省(2013)『子ども虐待の手引き』,p6

⁷ 厚生労働省(2021)「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

3、母親に対するキャリア形成支援

現状を子どもと母親、職員とで共有し、今の状況を踏まえ、社会的自立に向けて子育てや仕事を支えるためのライフステージに合わせたキャリア形成支援が重要です。

自立支援計画の策定、母親の就業支援、学習支援等、日々の生活の中で支援をします。

<具体的項目>

- 自立支援プログラムシート⁸を活用し、子どもと母親の困り感や今後の希望を子どもと母親、職員とで共有し、今後の方向性について一緒に考えている。
- 子どもの年齢や入所理由、母親の適性や経験・希望等、それぞれの世帯の状況に応じて、きめ細かく対応し、母親自身が自己決定できるように支援している。
- 母親が支援される体験の積み重ねを通して困り感の軽減を実感できるように、子どもとの暮らしの中で必要な支援ができる関係構築に努めている。
- 母親が生活スキルを習得したり、安定した対人関係を築けたりできるように、相談に応じ、必要に応じて関係調整を行い、一人ひとりにあった支援を行っている。(P8母子の生活の安定に向けた母親への支援の具体的項目を参照)
- 就労に向け施設内外の講座・勉強会等に参加できるように支援したり、資格取得や能力開発をしたりするための情報提供を行っている。
- 公共職業安定所、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用できるように、母子父子自立支援員と連携しながら、必要に応じて、同行したり、職場開拓や求人案内の情報提供を行ったりしている。
- 就労後も職場環境、人間関係等について相談に応じ、母親の希望に応じて就労継続のために、職場との関係調整を図っている。
- 母親の高卒認定資格の取得や外国人の母親の日本語習得等に関して、情報提供や支援を行っている。
- 母親が安心して就労できるように、施設内保育や学童保育等を行い、多様な施設や機関等が提供するサービス等の活用や協働などを進め、必要に応じて残業時や休日出勤、病後児保育にも対応している。

⁸ 子どもや母親の状況や思いを見える化しながら整理し、課題の解決に向かうための方法を支援者と一緒に考えるためのツール。(詳細はP11のコラムを参照。)

【コラム：自立支援プログラムシートの活用】

東洋大学 上田美香

母子家庭に対する社会の厳しいまなざし、多くの困難を経験し母子ともに自己肯定感が上がらない中では、自身の子育てが評価されること、できない自分を認識させられることを恐れている。そのため、自分の思いや希望などを言語化することが難しく、必要な支援につながりにくい。

自立支援プログラムシートは、当事者、すなわち子どもや母親の状況や思いを見える化しながら整理し、課題の解決に向かうための方法を支援者と一緒に考えるためのツールとして、東洋大学福祉社会開発研究センター子どもユニットと千葉県八千代市（第1期）、世田谷区（第2期）との共同研究によって開発された。シートは、①セルフチェックシート（母親用）、②今の状況を知るためのシート（エコマップ）③「いま困っていること」「つぎの目標」について、④子ども用セルフチェックシートで構成されている。①では、母子家庭の実態把握の調査から自立支援の柱となる項目7つ（母の健康・生活スキル・地域との関係・子どもの育ち・子どもとの関係・就労意欲・親族関係）を設定した。

自立支援プログラムシートの有効性を3点にまとめる（現場における活用例や具体的な効果は、『当事者主体の相談支援—世田谷区における母子家庭支援研究報告書—』2018年」を参照のこと）。

(1) 困難な状況にある子どもや母親にはハードルの高い「語る・文章を書く」とは異なる方法（○をつける、簡単な図で示す）によって、生活や子育ての現状、困りごとや思いを見える化し、自分の考えを整理する。さらに、継続的な活用で自分の変化や成長が見え、当事者のエンパワメントにつながる。

(2) 権力構造、年齢、経験、価値などの違いによって当事者が語りにくい関係の中で、支援者が当事者の主観的世界の理解を進めるツールである。記入の際の当事者の表情・つぶやきも、当事者自身を多角的にとらえる重要な情報である。

(3) 関係者との情報共有、担当の変更が多い行政職員の引継ぎにおいては、支援者の見立てだけでなく当事者の主観的世界の記された有効な資料となる。

「自立した生活」とは、必要に応じて行政や地域の支援を利用しながら生きることである。家事・育児の負担を減らすための支援を利用し、心身を回復させつつ、自分のことを一緒に考えてくれる人の存在やそうした時間を作ることが、「どのように生きていきたいか」を考えたり、課題に向き合うエネルギーとなる。支援につながるための必要な言葉、自らを語っていく力を得るには「支えられている」「生活や子育てが良い方向に進んでいる」という実感が重要である。支援者は、当事者の「社会とつながりながら自分らしく生きる」という希望を共有し支えたい。

4、セーフティネット機能

母子生活支援施設が、入所者のみならず、区内に在住する配偶者やパートナーからの暴力（DV）や、親族からの虐待による被害者、特定妊婦や養育困難等、見守り・支援が必要な母子に対応できることは重要です。

DV や虐待被害者への対応としてのシェルター機能を確保しつつ、特定妊婦の受け入れ、地域で生活している困難を抱えた家庭等ハイリスクの家庭への支援も、関係機関との連携を強化しながら行います。

<具体的項目>

- 配偶者等からの暴力やその他の事由から、一時的に避難することが必要な母子や单身女性を対象に、緊急一時保護を実施している。
- 特定妊婦を受け入れるための安全な環境・体制が整い、妊娠段階から出産後まで母子に対して一貫した支援を行っている。
- 見守りが必要な母子を対象に、母子一体型ショートケアを実施し、親子関係の構築や親子再統合に向けた育児（養育）・家事支援を行っている。

5、地域のひとり親支援の拠点機能

施設内で暮らすか、地域で暮らすかを問わず、様々な状態にある子どもと母親が継続的に、安全で安心な暮らしができるように、母子生活支援施設はひとり親家庭支援拠点として居場所機能を担います。

入所する子どもと母親がいずれ地域で暮らしていくことを見据え、地域の支援者や機関等と協働しながら支援し、子どもと母親を地域資源につなげます。退所後も、子どもと母親のライフステージを考慮しながらアフターケアを充実していきます。

また、地域で暮らすひとり親家庭や離婚を検討している家庭の暮らし、子育て、就労、学びに関する様々な支援を実施することで、地域の支援者等と連携・協働し、地域のひとり親家庭を妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支えます。

<具体的項目>

- 子どもと母親の状況に対応できる地域資源に関し、リストや資料を作成し、職員が事前に見学をする等、地域の支援者等と顔が見える関係を築いている。
- 子どもと母親の状況に合わせ、活用できる地域資源を紹介し、必要に応じて同行支援を行っている。
- 施設の行事に地域住民等に参加してもらい、子どもと母親が地域と交流できる機会を確保している。
- 心理相談のみならず、子どもや母親を対象とした各種イベントの実施等、地域の居場所の一つとして退所後も子どもと母親が気軽に来所・相談することができる環境を整えている。
- 退所先へ訪問し、子どもと母親の生活の様子を確認し、退所先の地域資源と連携し、相談にのっている。
- 事業者が持っているノウハウを活かしながら、地域のひとり親家庭の母親を対象とし、土日夜間も対応可能な相談支援やひとり親家庭の交流、母親自身の学び等を目的とした事業を行っている。
- 学習支援や学童保育、季節の行事等、地域のひとり親家庭の子どもを対象とした事業を行っている。
- 職員は、区や地域団体等のひとり親支援、養育困難な家庭の支援をはじめ、専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように、知識やスキルの取得に努めている。

【コラム：地域資源】

様々ある地域資源のうち、居場所や食、学びの支援等を紹介する。

• おでかけひろば

未就学（主に0歳から3歳）のお子さんと保護者が、親子で気軽に立ち寄れる施設。月齢にあったおもちゃが用意され、経験豊富なスタッフがいるので、気軽に育児相談もできる。また定期的にイベントも開催。区内42か所にある。

• 児童館

「あそび」を通して、子どもたちの健やかな成長を図り、情操を豊かにするための施設。乳幼児の親子連れから中高生世代まで、だれでも自由に利用することができ、仲間とともに、豊かな生活体験ができる。区内に25の児童館があり、子どもや子育てに関する相談を受け、必要に応じて関連機関につなげている。

• 青少年交流センター

ふらっと立ち寄り、思い思いに過ごせる若者のための施設。若者一人ひとりの「やってみたい」「やってみよう」を、若者の活動をサポートする専門スタッフ「ユースワーカー」が地域の方々と一緒に応援する。池之上（いけせい）、野毛（のげ青）、希望丘（アップス）と、区内3か所にある。

• 地域子育て支援コーディネーター

子育て支援員研修を受けた専門員等が、相談者に寄り添いながら、相談者の「困った」を一緒に考え、生活に密着した地域民間情報から公的な支援情報等を提供したり、適切な支援へつなぐお手伝いをする。子育て関係窓口への同行や訪問・出張型の支援も実施している。電話だけでなくメールでの相談も受け付けており、区内6か所にある。

• 子ども食堂

共働き家庭やひとり親家庭などで遅くまでひとりで過ごす子どもたちの「孤食」、経済的理由による「欠食」などを少しでも減らすため、無料または安価な料金で食事の提供等を行う子ども食堂が、区内に約60か所（2022年2月末時点）ある。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、お弁当や食材をお渡しするといった方法で活動している場合がある。

• 学習支援

区内に住んでいるひとり親家庭の小・中学生を対象にした「かるがもスタディルーム」（区内5か所で月2回実施）、区内に住んでいる生活保護受給世帯や生活困窮世帯の小学生から高校生を対象にした「せたがやゼミナール」（区内5か所で毎週実施）、地域の団体が区内に住んでいる主に小学1～4年生を対象に自主学習をサポートする「子どもの学び場」等、様々な無料学習支援がある。

V. 当事者主体の支援力の向上に向けて、それぞれに求められること

区では、母子生活支援施設に関わる全ての人、子どもと母親、施設職員、事業者、地域とともに、当事者主体の支援力の向上に取り組んでいきます。

1、母子生活支援施設運営事業者

- 子どもや母親の視点での施設環境の整備を行う。
- 母子生活支援施設職員の専門性を高める意欲を支援する。
- 第三者評価等を通じて、子どもや母親の声を施設運営に反映する。
- 恒久的な施設運営のため安定した経営を行い、職員の労働条件・労働環境・報酬等の安定を図る。
- 地域に根ざした施設運営を行う。

2、母子生活支援施設職員

- 当事者主体の支援力の向上に意欲的に取り組む。
- 子どもや母親の語りを聴くことができる関係を子どもや母親と築く。
- 子どもや母親一人ひとりの生き方を受け止め、それぞれの強みに注目して支援する。
- 子どもや母親の困り感をキャッチし、適切な支援ができるように、専門性を高める。
- 関係機関、地域等と信頼関係を構築し、チームで支援にあたる。

3、子どもと母親

- 子どもは幸せに生きる権利があること、暮らしをつくる主役は自身（子どもと母親）であることを理解する。
- 母子生活支援施設職員や子ども家庭支援センター職員と、自らの状況や思いを共有し、自分らしい生き方をみつける。

4、地域

- 母子生活支援施設を理解し、子どもと母親を地域で見守る。
- 関係機関と連携し、必要に応じて地域資源へつなぐ。

5、世田谷区

- 世田谷区の母子生活支援施設の理念と方針を明示する。
- 当事者主体の支援力の向上への取り組みの実現を支援する。
- 母子生活支援施設職員の相談に応じ、課題解決に向け、協働する。
- 子どもや母親の権利擁護の実現に向けて、本ガイドラインの推進と評価・検証の仕組みをつくる。

(1) 子ども家庭支援センター

- 子どもや母親が必要とする情報をわかりやすく提供する。
- 入所前から入所後、退所まで、子どもや母親の思いや考えを聴き、母子生活支援施設の職員とともに支援にあたる。

(2) 児童相談所

- 虐待や不適切な養育、事故等の防止に向け、専門性をもって、母子生活支援施設職員を支援する。
- 一時保護や施設、里親からの親子の再統合に向け、支援計画を共有し、役割分担をしながら、母子生活支援施設職員とともに支援にあたる。

(3) 子ども家庭課

- 母子生活支援施設職員の専門性を高めるための機会を提供する。
- 施設や子ども家庭支援センター、児童相談所、地域をつなげ、連携を強める仕組みをつくる。

VI. 本ガイドラインの推進、評価・検証の仕組み

母子生活支援施設の今後の方向性の6つの柱のひとつである「ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり」に基づき、当事者主体のソーシャルワークの役割を果たす人材づくりを進めるため、令和4年度より各施設に当事者主体支援推進担当を配置します。

各施設においては、当事者主体支援推進担当を中心に、職員全体に対し、ガイドラインに基づく支援の実践に向けた意識の醸成を行います。区は、ガイドラインを踏まえた研修を定期的かつ継続的に実施します。そして、各施設で当事者主体の支援を実践し、支援者自身が自らの支援のあり方を振り返りながら、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関と連携し、その支援力の向上に取り組みます。

また、定期的実施される第三者評価や、各施設の運営事業者による苦情解決の仕組みにおける第三者委員、区の子どもの権利擁護機関、外部有識者を含めた会議体等との連携により、当事者である子どもや母親とともに、本ガイドラインの推進について、評価・検証を行います。

P（プラン）：ガイドライン

↓

D（ドゥ）：実践（子ども家庭支援センター・児童相談所と連携強化を図りながら）

↓

C（チェック）：自己評価（当事者主体支援推進担当を中心に）、研修
第三者評価、第三者委員、アドバイザー会議、子どもの人権擁護機関、
子どもと母親の声を第三者が聞き取る仕組みの構築

↓

A（アクション）：実践の改善、研修、ガイドライン見直し

※上記の繰り返し

【発行】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課
TEL03-5432-2406 FAX03-5432-3081